

講演の概要

全国計量士大会(再録と新掲載分)
新しい計量行政の方向について
―計量行政審議会等の検討状況について―

経済産業省計量行政室長 數内雅幸



講演する數内室長

以下は、全国計量士大会(2月23日開催)での數内雅幸計量行政室長の講演の概要である。(文責・編集部)

計量行政室長の數内でございます。皆さまこんにちは。第4回全国計量士大会にお招きいただきありがとうございます。計量制度の見直しにつきまして説明させていただきましたことを、大変喜んでおります。

項目を検討

小委員会は4つの

まず、資料の1ページ目(計量行政審議会等の開催状況について)をお開きください。経済産業大臣の諮問を受けまして第1回の計量行政審議会を昨年の7月26日に開催しました。その後、内容についての議論は小委員会なり3つのWGで、それぞれの検討項目にしたがって議論をしてきたところでございます。

非法定計量単位禁止の現行制度を堅持

2ページ目をお開きください。このページは、計量制度検討小委員会の議論について、簡単にまとめたいものです。小委員会は、3つのWGでの検討課題に当ってはまらない横断的な事柄、たとえば単位、計量士制度などを議論する場でございます。単位について、情報提供、計量士制度、特殊容器についての議論を重ねてまいりました。この順番は資料がございながら、重要な順番ではないと思っております。

新たな単位の是非判断の基準を定める

まず単位でございますが、新しい単位が国際度量衡総会で採択されたとしても、それがすぐに国内で法定計量単位として採択すべきかどうかというのは、なかなか今までは明確になっておらなかったなにか、迅速に決められない

検討小委員会やWGで審議

また、併記を認めたりしますと、超過コストが発生するとか、読み間違いや設定ミス等により事故の発生などの恐れがあるとか、いろいろな問題があります。もう一方で規制対象になつていない個人とか家庭等の一部では、たとえば尺などの使用が尺相当目盛ということでも実質的に今でも可能であり、取引証明においても、きわめて限定的ではありますが、ヤード・ポンドなどの非SI単位が現在でも使用されております。

判断基準の公表を検討

したがって、今後とも取引や証明において非法定計量単位の使用を禁止するという現行制度は堅持するという方向でいきたいと思っております。

計量制度は事後規制に重点おく

皆さまに直接関係がある計量士制度についてでございます。私たちは今回の計量制度全般の見直しの中で、特定計量器の規制もさることながら、今後はますます事後規制、すなわち立入検査なり商品量目における試買などに重点を置いた制度にしていきたいと考えておる次第でございます。

法執行に民間能力を活用

特に地方自治体においては、地域の実情に応じた自らの自主性を高めた計量行政を推進していくべきじゃないかと考えます。現状の計量法の執行体制の維持の困難性を訴える自治体におきましては、自治事務としておこなう検定の実施事務や実施体制の整備状況といった、計量器ごとの特性をふまえて、必要であれば条例の改正等の環境整備をおこなっていただく、指定定期検査機関や指定検定期間などの民間能力の活用を進めることが期待されます。

規制対象計量器を見直す

一つめの特定計量器をどうするかですが、計量法の規制対象となっている特定計量器は、これまでも適宜見直しがおこなわれてきたところでございます。

特殊容器制度は廃止の方向

検討の4番目は特殊容器制度です。この制度は昭和32年(1957年)にスタートしたわけですが、その当時はビン(瓶)の総生産量に占める特殊容器の割合が27%、約3割近くありました。それが現在はちょうど10分の1の2.7%になっております。平成12年(2000年)以降製造されていないものもたくさんありますし、缶や紙パック、それから特殊容器として省令で定められていない容器がたくさん出回っております。

規制対象計量器と検査・検定制度を検討

つづきましてお手元の資料の3ページをお開きください。「第1WGの骨子(概要)」と書いてあります。第1WGは、2つの大きな項目について検討をするWGでございます。一つは、計量法で規制の対象とする計量器についての検討、さらに特定計量器の規制方法である検査・検定制度の検討をおこなっております。

道府県を中心とした計量士の方々に、計量法の執行を維持していくためにお手伝いしたいと思っております。私たちが何人の計量士さんがいらっしゃるかよくわからない、という状況です。

産量に占める特殊容器の割合が27%、約3割近くありました。それが現在はちょうど10分の1の2.7%になっております。平成12年(2000年)以降製造されていないものもたくさんありますし、缶や紙パック、それから特殊容器として省令で定められていない容器がたくさん出回っております。

また、併記を認めたりしますと、超過コストが発生するとか、読み間違いや設定ミス等により事故の発生などの恐れがあるとか、いろいろな問題があります。もう一方で規制対象になつていない個人とか家庭等の一部では、たとえば尺などの使用が尺相当目盛ということでも実質的に今でも可能であり、取引証明においても、きわめて限定的ではありますが、ヤード・ポンドなどの非SI単位が現在でも使用されております。

したがって、今後とも取引や証明において非法定計量単位の使用を禁止するという現行制度は堅持するという方向でいきたいと思っております。

皆さまに直接関係がある計量士制度についてでございます。私たちは今回の計量制度全般の見直しの中で、特定計量器の規制もさることながら、今後はますます事後規制、すなわち立入検査なり商品量目における試買などに重点を置いた制度にしていきたいと考えておる次第でございます。

特に地方自治体においては、地域の実情に応じた自らの自主性を高めた計量行政を推進していくべきじゃないかと考えます。現状の計量法の執行体制の維持の困難性を訴える自治体におきましては、自治事務としておこなう検定の実施事務や実施体制の整備状況といった、計量器ごとの特性をふまえて、必要であれば条例の改正等の環境整備をおこなっていただく、指定定期検査機関や指定検定期間などの民間能力の活用を進めることが期待されます。

一つめの特定計量器をどうするかですが、計量法の規制対象となっている特定計量器は、これまでも適宜見直しがおこなわれてきたところでございます。



(前ページから)  
りヒヤリングをしたばかりでございまして、どれを外すのか外さないのか、業界団体またメーカーの方々と相談して、議論している最中です。したがってまだ、どれとそれを外すのか外さないのかということとは何一つ決めておりません。

「計量新報」などを見ますと、いろいろな役所は大型ばかりを外すらしいとか、自動はかりはどうかという規制対象にならうしとか、いろいろ書いてございまして、何も決めておりません。

### 自動はかりは、規制の必要性の有無から検討

いま自動はかりと申しましたが、実際に取引証明に使われなくなってきたものは特定計量器から外していくという反面、新しく自動はかりなどを規制の対象にしてくれないかという議論もありまして、それは実際に規制の必要があるかないかから検討していきたいと思っております。

したがって、自動はかりを規制することが決まったかのように書かれておたりしますが、規制の対象とするのかどうか、規制の対象にする必要性については検討してみましようというところでありますので、そんなことは全く決まっております。これらが第1WGで検討している大きな項目であります。

### 地方自治体の体力格差が拡大

行財政改革の流れのなかで、検査検定制度は平成11年(1999年)の改正により、国からの機関委任事務から自治体の自治

事務になりました。この自治事務化以降、計量行政に携わる人員や予算がかなり削減される自治体が多発し、地方公共団体間で計量行政を実施する上での体力格差が拡大しています。

### 計量行政の執行方法の選択肢を拡大

したがって、それを補う一つの方法が計量士の皆さんにお手伝いしていただくこととあります。民間機関の能力を最大限活用

### 商品量目制度、適正計量管理事業所制度の見直し

#### 管理事業所制度の見直し

次に第2WGでの検討内容でございまして、ここでは計量法を中心とした計量制度のなかで、商品量目制度や適正計量管理事業所制度について検討しているところでございまして、

### 地域住民の積極的参画を

商品量目制度に関しましては、計量情報の提供とも絡みますが、一つには消費者を中心とした地域住民の方々に、公平な計量を実現するための重要なプレーヤーの一人だということをよく自覚していただいで、適正計量の実現に積極的に参画していただきたいということとございまして。

### 不正事業者名公表のガイドライン作成

具体的には計量器の不正使用の摘発を強化すべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討しております。さらに、例えば消費者の信頼失うなどの不正な行為があった事業者の名前の公表な

用することを含めて、地方公共団体の計量行政の執行方法に関する選択肢の拡大、それから地方計量行政を支える人材の育成、これが必要なんじゃないかと思っております。

### ハードウェア規制から事後規制へ

また、現在は特定計量器すなわちハードウェアの規制に重点が置かれていますが、ハードウェアの性能が向上してきているなかで、むしろ重要になって

### 商品量目制度、適正計量管理事業所制度の見直し

#### 管理事業所制度の見直し

どの手続きについては、不正を抑止するという意味で、全国一律の基準、ガイドラインなどを作成したいと考えております。

### 計量士活用して立入検査実施を検討

さらに地方自治体について、5ページ(第3WGの骨子(概要))になりますが、第3WGは計量法のなかで計量標準の供給とトレーサビリティの確保、さらに特定計量証明事業について検討しているところであります。

### 不正事業者名公表のガイドライン作成

具体的には計量器の不正使用の摘発を強化すべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討しております。さらに、例えば消費者の信頼失うなどの不正な行為があった事業者の名前の公表な

きていのは、計量器の使用による不正を抑制すること、すなわち事後規制に重点を置くべきではないかと考えております。

### 新JISマークなど第三者認証活用を検討

これらを含めて検査・検定においては、具体的にどういったことを検討しているのかといえます。一つは第三者認証制度の活用を検討したいと考えております。

### 商品量目制度、適正計量管理事業所制度の見直し

#### 管理事業所制度の見直し

適正計量管理事業所制度でございまして、この制度は自主的な計量管理の推進を目的とする制度で

### 計量士活用して立入検査実施を検討

いけば、状況に合わせて非常勤や常勤などの形態で、計量士の皆さんの能力を活用してより多くの立入検査などを実施することについて、検討していきたいと思っております。

### 不正事業者名公表のガイドライン作成

具体的には計量器の不正使用の摘発を強化すべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討しております。さらに、例えば消費者の信頼失うなどの不正な行為があった事業者の名前の公表な

団体の執行方法の選択肢が増えるように、信頼性確保に注意しながら、第三者機関による認証制度を検討することについて、検討していきます。

### 指定修理事業者制

も一つ、皆さまには釈迦に説法でございまして、指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

### 商品量目制度、適正計量管理事業所制度の見直し

#### 管理事業所制度の見直し

あり、事業者にとって例えば非自動はかりその他の計量器の定期検査の免除などのメリットがありま。このように活用が図られているところではございますが、適正事業所の指定を受けるための体制整備とか、維持管理にコストがかかる一方で、メリットといえは定期検査の免除程度であって、事業者が適管理事業所となるインセンティブは少ないんじゃないかと

### 計量士活用して立入検査実施を検討

省庁の研究機関などとの関係を全部コーディネートしたような形で、準国家計量標準物質について検討できる場を運営していくようにしよう、というようなことを検討しております。

### 不正事業者名公表のガイドライン作成

具体的には計量器の不正使用の摘発を強化すべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討しております。さらに、例えば消費者の信頼失うなどの不正な行為があった事業者の名前の公表な

指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

### 指定修理事業者制

も一つ、皆さまには釈迦に説法でございまして、指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

### 商品量目制度、適正計量管理事業所制度の見直し

#### 管理事業所制度の見直し

あり、事業者にとって例えば非自動はかりその他の計量器の定期検査の免除などのメリットがありま。このように活用が図られているところではございますが、適正事業所の指定を受けるための体制整備とか、維持管理にコストがかかる一方で、メリットといえは定期検査の免除程度であって、事業者が適管理事業所となるインセンティブは少ないんじゃないかと

### 計量士活用して立入検査実施を検討

省庁の研究機関などとの関係を全部コーディネートしたような形で、準国家計量標準物質について検討できる場を運営していくようにしよう、というようなことを検討しております。

### 不正事業者名公表のガイドライン作成

具体的には計量器の不正使用の摘発を強化すべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討しております。さらに、例えば消費者の信頼失うなどの不正な行為があった事業者の名前の公表な

指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

### 指定修理事業者制

も一つ、皆さまには釈迦に説法でございまして、指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

### 商品量目制度、適正計量管理事業所制度の見直し

#### 管理事業所制度の見直し

あり、事業者にとって例えば非自動はかりその他の計量器の定期検査の免除などのメリットがありま。このように活用が図られているところではございますが、適正事業所の指定を受けるための体制整備とか、維持管理にコストがかかる一方で、メリットといえは定期検査の免除程度であって、事業者が適管理事業所となるインセンティブは少ないんじゃないかと

### 計量士活用して立入検査実施を検討

省庁の研究機関などとの関係を全部コーディネートしたような形で、準国家計量標準物質について検討できる場を運営していくようにしよう、というようなことを検討しております。

### 不正事業者名公表のガイドライン作成

具体的には計量器の不正使用の摘発を強化すべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討しております。さらに、例えば消費者の信頼失うなどの不正な行為があった事業者の名前の公表な

も一度検定をするということはいらぬんじゃないか、少なくとも修理済み再検定品に関しては自主検定を認める制度がでないかということも、今考えております。これもさける民間能力の活用ということになるんでしょうけれども、適用範囲に関しては皆さんと議論していきたいと思っております。

### 指定修理事業者制

も一つ、皆さまには釈迦に説法でございまして、指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

### 商品量目制度、適正計量管理事業所制度の見直し

#### 管理事業所制度の見直し

あり、事業者にとって例えば非自動はかりその他の計量器の定期検査の免除などのメリットがありま。このように活用が図られているところではございますが、適正事業所の指定を受けるための体制整備とか、維持管理にコストがかかる一方で、メリットといえは定期検査の免除程度であって、事業者が適管理事業所となるインセンティブは少ないんじゃないかと

### 計量士活用して立入検査実施を検討

省庁の研究機関などとの関係を全部コーディネートしたような形で、準国家計量標準物質について検討できる場を運営していくようにしよう、というようなことを検討しております。

### 不正事業者名公表のガイドライン作成

具体的には計量器の不正使用の摘発を強化すべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討しております。さらに、例えば消費者の信頼失うなどの不正な行為があった事業者の名前の公表な

## 第3WGは計量標準供給とMLAPを検討

5ページ(第3WGの骨子(概要))になりますが、第3WGは計量法のなかで計量標準の供給とトレーサビリティの確保、さらに特定計量証明事業について検討しているところであります。

近年、バイオ関係など化学物質の標準を必要とする場面が多々増えてきております。しかしながら、計量標準物質の供給がなかなかそれに追いついて

いけば、状況に合わせて非常勤や常勤などの形態で、計量士の皆さんの能力を活用してより多くの立入検査などを実施することについて、検討していきたいと思っております。

適正計量管理事業所制度でございまして、この制度は自主的な計量管理の推進を目的とする制度で

指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

も一つ、皆さまには釈迦に説法でございまして、指定定期検査機関や指定検定期間という制度についても、民間機関が参入しやすくなるように若干制度を変更したいと思っております。ただ、その際には信頼性確保の条件として、ISO/IEC17025のような何らかの基準を設定することを考えております。

あり、事業者にとって例えば非自動はかりその他の計量器の定期検査の免除などのメリットがありま。このように活用が図られているところではございますが、適正事業所の指定を受けるための体制整備とか、維持管理にコストがかかる一方で、メリットといえは定期検査の免除程度であって、事業者が適管理事業所となるインセンティブは少ないんじゃないかと

も一度検定をするということはいらぬんじゃないか、少なくとも修理済み再検定品に関しては自主検定を認める制度がでないかということも、今考えております。これもさける民間能力の活用ということになるんでしょうけれども、適用範囲に関しては皆さんと議論していきたいと思っております。

## 第20回最新科学機器展 第8回計量計測総合展

会期：2006年4月19日(水)21日(金)10時～17時 (最終日は16時まで)  
会場：名古屋市中区小企業振興会館吹上ホール  
入場料：千円(税込) ※ただし招待券持参者は入場無料  
主催：東海科学機器協会、社団法人愛知県計量連合会、フジサンケイビジネスアイ

【併催事業】▽開催記念講演会(会期中に毎日開催。聴講無料)▽産官学連携セミナー(会期中に毎日開催。聴講無料)▽産官学連携セミナー(会期中に毎日開催。聴講無料)

